

「（仮称）市川市公文書等の管理に関する条例（案）」について

1. 市川市の現状

公文書の管理については「市川市文書管理規程」（昭和63年制定）で運用

2. 市川市の課題

- ・ 歴史公文書（市政の重要事項に関わる歴史的に重要な資料）の未設定
- ・ 永年保存の明確な基準がない
- ・ 市民に対する説明責任が十分に確保されていない



「公文書等の管理に関する条例（案）」の制定

- ・ 公文書の適正管理について規定
- ・ 特定歴史公文書等を位置付け

【参考】国の対策

「公文書等の管理に関する法律」（平成21年公布、平成23年施行）
・ 公文書の適正管理について規定
・ 特定歴史公文書等を位置付け

※地方公共団体については、法律にのっとり文書管理は努力義務

3. 「公文書等の管理に関する条例（案）」の内容

【基本的な考え方】

公文書等は市の諸活動及び歴史的事実の記録であり、市民共有の知的資源であることから、公文書の適正な管理、歴史公文書の適切な保存・利用等を図る。

【目的】

①市政の適正かつ効率的な運営 ②現在及び将来の市民に説明する責任の全う

【対象となる機関（実施機関）】

市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会

【公文書の定義】

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

5. スケジュール

- ・ 令和元年11月16日～12月16日
パブリックコメントの実施
- ・ 令和2年2月
条例議案の上程
- ・ 令和2年7月
条例の施行

4. 「公文書等の管理に関する条例（案）」の制定による主な変更点

○「文書管理規程」

- ・ 歴史公文書（市政の重要事項に関わる歴史的に重要な資料）の未設定

- ・ 永年保存の明確な基準がない

- ・ 市民に対する説明責任が十分に確保されていない

- ・ 改ざんを規程で禁止

○「公文書等の管理に関する条例（案）」

- ・ 特定歴史公文書等の保存、利用に関する規定の整備
- ・ 30年を経過した歴史公文書は市長に移管し、特定歴史公文書等として一般の利用に供する。それ以外の公文書は保存期間経過後、廃棄。
- ・ 特定歴史公文書等は三井倉庫で永年保存

- ・ 保存期間30年を上限とし、選別基準を設けて特定歴史公文書等を選別し、永年保存する。

- ・ 公文書の作成の義務付け

- ・ 改ざんを条例で禁止